

多良木町



(役 場)

一 概 況

熊本県の東南部、球磨郡の東部に位置し、東は球磨郡水上村、湯前町及び宮崎県西米良村に、南西部は広く球磨郡あさぎり町に、南は宮崎県小林市に、北は球磨郡相良村及び五木村にそれぞれ接した、人口一〇、五五四（平成二二年国勢調査）、面積約一六六平方キロメートルの県境の町である。

総面積の約八〇パーセントが森林である。北部と南部地域は広大な森林で覆われており北部台地は主に畑地帯を形成している。中央部地帯は平坦地で球磨盆地の一部を占めて、整備された水田地帯をなしている。

球磨川が町のほぼ中央を東から西に貫流し、川に沿って北岸を人吉から宮崎に通じる主要地方道人吉水上線、その南岸をくま川鉄道湯前線、熊本・宮崎を結ぶ国道二一九号が並行。南部山麓に主要地方道錦湯前線が走っている。

農林業では、水稲、メロン、たばこ、野菜、落葉果樹、花き、畜産等の農産物や、杉、檜、椎茸などの林産物が基幹作物となっている。

名所旧跡、文化財等も多く、相良頼宗が祖父頼景の廟として永仁三年（一二九五）に建立した青蓮寺阿弥陀堂、弥陀三尊、応永二三年（一四一六）相良頼久の建立と伝えられる王宮神社楼門、室町時代の建立とみられる長蓮寺薬師堂及び薬師如来像、平安時代の彫刻とみられる栖山千手観音菩薩像及び脇侍像、その他貴重な資料なども多く保存されている。

近年、町内に物産館、温泉センター、ブルートレインを活用した簡易宿泊施設（都市農山村交流促進施設）なども整備され、観光客や地域住民が訪れている。

二 町名の由来

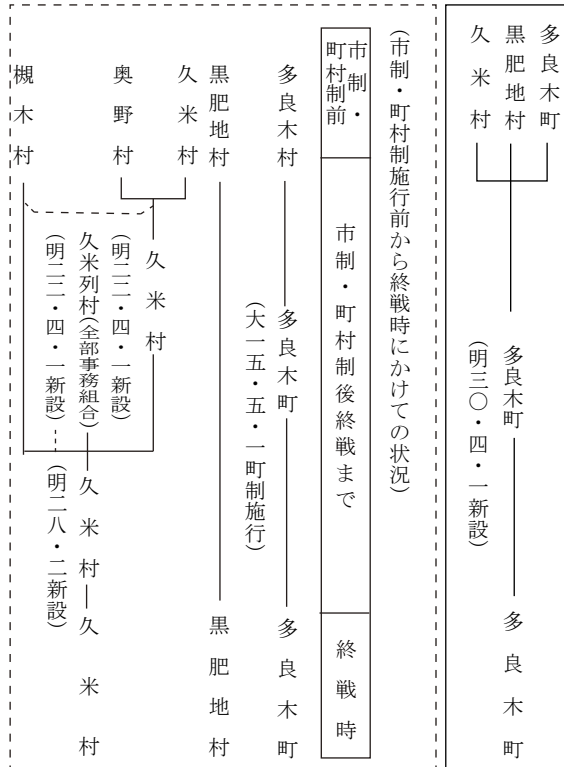
奈良時代の頃には、この一帯は東村郷の一部をなしていた。その後、鎌倉時代になって源頼朝が相良頼景に多良木荘を与えたことから多良木、黒肥地は多良木村と称されるようになった。このような歴史的由緒があり、かつ旧多良木町が合併後の中心地であるところから、新町名を「多良木町」とした。

三 平成の合併検討経緯

平成二二年三月の県市町村合併推進要綱においては、多良木町、湯前町、水上村の三町村の合併パターンが示され、この三町での合併任意協議会が平成一五年二月に立ち上がった。多良木町においては、町執行部、議会共に法定協議会移行に賛成で、住民アンケートの結果も法定協議会設置に批判的な意見は少なかったが、水上村、湯前町との足並みが揃わず、三町村の任意協議会は解散してしまい、その後は多良木町と周辺町村との合併協議が具体化することは無かった。(第二編「人吉・球磨地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 多良木町

本町は、相良七〇〇年の藩政の下にあったが、明治四年(一八七一)の廢藩置県により相良藩は人吉県となった。同年一月、人吉県は八代県に合併され、六年一月、八代県はさらに白川県に合併された。六年の大小区制の改正により、黒肥地、須恵両村とともに第一四大区第八小区に入ったが、一二年の郡区町村編制法の施行に伴ない、多良木村は独立し、二二年の町村制の施行に際しても独立村として残り、大正一五年(一九二六)、町制を施行して多良木町となった。

(二) 黒肥地村

本村は、多良木町と同様の変遷を経て、七年の大小区制の改正により、多良木、須恵両村とともに第一四大区第八小区に入ったが、一二年の郡区町村編制法の施行により、単独の戸長役場が置かれた。同年二月、岩野、江代の両村と同一行政区域をなしたが、二二年の町村制の施行に際して黒肥地村は単独村となった。

(三) 久米村

本村の地域は、多良木その他の町村とともに久米郷として同一行政区域をなしたが、久米村は、この久米郷の中心地であった。相良藩政時代に幸野溝が開きとされ、新田が開発された東方村と名づけられたが、寛政一一年(一七九九)に、藩は、あらためて村境を定め、東方村を久米、湯前、多良木の三か村に分割、併合した。明治四年(一八七一)の廢藩置県により人吉県が置かれた時には、久米村は、奥野村、槻木村と一行政区域をなしていたが、七年の改正大小区制のもとでは、本村は、奥野、槻木、皆越、岡本、宮原の各村とともに第一四大区第九小区に属した。一二年、郡区町村編制法の施行により再び久米、奥野、槻木の三か村で一行政区域となり、久米村戸長役場を置いた。二二年、町村制の施行の際に、久米、奥野は合併し久米村となり、槻木村と組合を構成したが、二八年に久米村と槻木村を合して久米村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

多良木、黒肥地、久米の三か町村は、人情、社会慣習等歴史的、社会的、経済的に同一生活圈にあった。昭和二八年(一九五三)当初から多良木町、黒肥地村では町村財政の合理化をはかるため組合立中学校の設置が具体化しつつあったが

たまたま同年一〇月に町村合併促進法が施行されたのに伴ない、この問題も一時たなあげされることになった。

一方、県が多良木町、黒肥地村、久米村の合併試案を発表したので、関係三か町村では町村当局、議会および学識経験者等の間で、合併の是非が論ぜられ、また、これらの人達を中心となって部落ごとの座談会等も開かれた。座談会では、主に財産問題や税金問題が最大関心事として論議された。

その後、翌二九年八月ごろから、関係三か町村において合併に関する具体的な協議が進められるとともに、合併に対する研究と資料作成に着手した。この結果、健全財政の確立と住民の福祉の増進を期するには、適正規模の町村をつくるべきであるという意識が三か町村全般に起こり、同年二月一日、多良木町、黒肥地村、久米村合併促進協議会が設立されるに至った。こうして合併への動きは本格化し、新町建設計画の策定その他合併に関する協議、町村合併促進についての啓発宣伝を行なうこととなった。

合併促進協議会は、総務、文化、土木、経済の四分科委員会をつくり、各委員会に關係町村からそれぞれ四人の委員を選出し、最大の問題である資産、負債および税その他の問題について、各委員会ごとに協議を重ねていった。

なお、この間、黒肥地村と久米村では、一部に現状維持を主張し、合併に反対する者もあつたが、合併促進協議会等による啓発の結果、両村とも全面的に合併に賛意を表するに至った。

このようにして合併促進協議会は、三〇年四月一日に合併を目標に、新町建設の具体的事項を決定し、翌三〇年三月一日と二日に關係各町村の議会において、合併の議決をした。

このようにして同年四月一日、多良木町、黒肥地村および久米村は合併し、新多良木町の発足をみたのであるが、その後中球磨五か町村（岡原村、上村、深田村、須恵村、免田町）合併問題で紛糾していた岡原村との再合併問題が一部で進められ、三二年一二月、多良木町議会議員と岡原村議会議員のうち、多良木町、岡原村の合併を策する議員同志が相謀り、突然両町村議会を招集して、それぞれ両町村の合併議決を行なった。

そこで県は、この問題を重視して、町村合併の円満な進展を期するため、多良木町長に対して中球磨五か町村合併の趣旨を説明し、多良木町の協力を要望した。

この後もしばらくは多良木町、岡原村合併促進協議会等があつて活動していたが、以後大きな動きはみられなかった。

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 多良木町、黒肥地村、久米村を合体合併する。
- (二) 合併の時期 昭和三〇年四月一日
- (三) 新町名 町名は「多良木町」とする。
- (四) 役場の位置 多良木町一、六一〇番地（現多良木町役場）に置き、昭和三〇年度において隣接地を買収し、庁舎を増築するものとする。
- (五) 出張所の位置、職員の定数およびその事務
 - 1 黒肥地出張所
 - 2 黒肥地村大字茂原（現黒肥地村役場庁舎）
 - 3 久米出張所
 - 4 久米村大字久米（現久米村役場庁舎）
 - 5 槻木出張所
 - 6 久米村大字槻木
 - 7 出張所職員は、黒肥地、久米両出張所は各二人、槻木出張所は一人とし、使丁は、黒肥地、久米両出張所に各一人とする。
 - 8 所掌事務
 - イ 戸籍および住民登録に関する事務
 - ロ 諸証明に関する事務
 - ハ 町税その他納入に関する事務
 - ニ その他必要な事務
 - 9 助役の定数 一人とする。
 - (六) 議会の議員
 - 1 議員の定数は、地方自治法第九一条により二六人とする。
 - 2 議員の選挙区および定数は、次のとおりとする。ただし、この選挙区は合併後最初の選挙に限るものとする。
 - 第一選挙区 多良木町 一〇人

第二選挙区 黒肥地村 八人

第三選挙区 久米村 八人

(八) 農業委員会委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の三の規定を適用し、選挙による委員の定数は二四人とし、昭和三十一年三月三十一日まで在任するものとする

(九) 教育委員会委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の二を適用し、町村合併の際、関係町村の教育委員会の選挙による委員が四人を互選し、昭和三十一年三月三十一日まで在任するものとする。

(一〇) 合併関係町村の職員の身分取扱い

町村合併促進法第二十四条の規定に基づき、町村合併の際、現にその職にある合併関係町村の一般職の職員は引き続き新町の一般職の職員として身分を保有せしめ、職員の勤務年数は、これを継承するものとする。

1 一般職の職員の給与については、合併関係町村の不均衡を調整し、その他身分取扱いに関しては一般職の職員のすべてを通じて公正に処理する。

2 一般職の職員の退職手当は、町村合併後一年以内に退職するものについては新町の普通退職手当額の二倍の額を支給するものとする。

3 特別職の職員の退職手当は、別に考慮するが、原則として各合併関係町村において支給するものとする。

(一一) 部落駐在員(区長)

合併関係町村の駐在員(区長)は、区長としてこれを存置し、逐次統合整理をする。

(一二) 資産および負債の帰属処分

1 行政財産は、いっさい新町に引き継ぐものとする。

2 一般基本財産中山林については、合併後黒肥地村および久米村は次の割合によりそれぞれ財産区を設け、その他はいっさい新町に引き継ぐものとする。

黒肥地村 山林面積(施業案面積)の約三分の一

久米村 山林面積(施業案面積)の約三分の一

3 特殊基本財産は、いっさい新町に引き継ぐものとする。

4 負債(一時借入金を除く。)は、全額新町に引き継ぐものとする。

(一三) 町村税その他滞納整理

合併関係町村税その他の収入金で収入未済分は、合併と同時に新町に引き継ぐものとする。

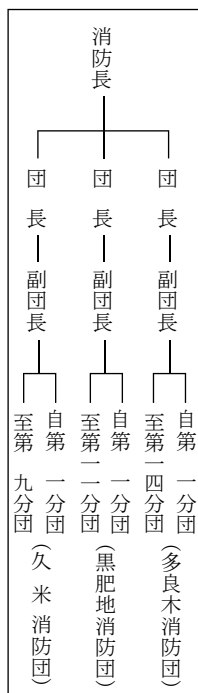
(一四) 新町の大字および小字名

新町の大字および小字名は、多良木町、黒肥地村に大字を冠し、その他は従来そのままとする。

(一五) 消防団の統合

1 現在の三か町村の消防機械器具は、新町に引き継ぐものとする。

2 現多良木町に消防本部を置き、各町村に分団を設置する。ただし、一年後において一本化する。



(一六) 国民健康保険

国民健康保険事業は、合併と同時に統合し、全区域に実施するものとする。

(一七) 各種事業

関係町村における土木、耕地その他各種の継続事業および既定計画事業は、継続して行なうものとする。

(一八) 次の団体の早期統合をあっせんする。

農業協同組合、農業共済組合、森林組合、商工会、青年団、婦人会、その他

(一九) 町税の賦課率 均一課税とする。

4 合併時の三役と正副議長

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
多良木町	浅田 正	山崎谷五郎	松本 魁	篠原寅次郎	木下 秋市
黒肥地村	本田 岩見	村岡伊之雄	大山田 休	魚住 健藏	森田 倉藏
久米村	宮原 林助	那須 忠市	北崎 澄義	高橋 勇	宮原 哲夫

5 合併時の関係町村の現況表

上の学校 中学校以 高等学校	中学校 中学校 高等学校	官 公 署	業 態 の 割 合							面 積 平方 米	戸 数	人 口	区 分
			の 業 態			都 市 的 業 態							
			計 人	農 業 人	そ の 他 人	計 人	商 工 業 人	そ の 他 人	そ の 他 人				
一	四	一五	一六九九	八六八〇	八三三九	二、三三三	一、三六五	一、三五〇	一、三六五	八八〇	一九、三三三	多良木町	
一	一	八	七二〇	四九七	二、三四三	一、五〇〇	六一九	九四九	二、七〇九	八八〇	一、七〇四	多良木町	
一	一	三	四九九	二八六八	二、三〇〇	三、五一一	一〇一一	二、五〇	三、六〇〇	五三〇九	九二二	黒肥地村	
一	二	四	四七二	八七五	三、八四六	三、三三三	一、五五	一、六七	一、〇一七	五〇四三	九三六	久米村	

生産額	国 税 納 税 額			市 町 村 税 納 税 額	前 年 度 予 算 総 額	会 社、工 場、事 業 場 (資 本 金 五 百 万 円 以 上)
	計	農 産	鉦 工 産			
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
四九、七四〇	一〇七、五二八	二七、八八七	三、三五五	一〇二、七六一	一三	一三
三三、三三三	八八、九五二	一〇〇、〇六七	三、三五五	一六、八八〇	一三	一三
一〇七、八七	一八、五六七	八九、二六〇	一	七、五四二	一	一
八九、五四〇	一	八九、五四〇	一	七、〇二一	一	一